



白石市土地改良区広報

白石市福岡蔵本字西町 3 3 番地
電話 0 2 2 4 - 2 5 - 9 7 1 7
F A X 0 2 2 4 - 2 5 - 9 0 9 5
E-mail shiroishitochi@s3.dion.ne.jp



あいさつ

白石市土地改良区

理事長 佐々木正幸

水稲作付け期を迎え、組合員の皆様には益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

日頃より、土地改良区業務運営について、深いご理解とご協力を賜り心より感謝申し上げます。

はじめに、本年二月発生いたしました記録的な豪雪により、ビニールハウス等農業用施設に甚大なる被害がありました事に對し、心よりお見舞い申し上げます。

さて、平成二十六年からの農政事情は、安倍内閣により大きく変貌を遂げようとしております。約半世紀続いた「生産調整」が五年後には廃止される事となり、年始早々から新たな施策の説明を農政局から受け取ります。中でも「日本型直接支払制度」は、農業用排水路

の整備を地域で取組むことにより、受益面積割に国から補助金が受けられる制度で、当改良区受益地においての施行の可能性を模索しているところがあります。

当改良区の昨年度の事業は、川原子頭首工の土砂吐ゲート整備、「六宮用水路」の字杉ノ下南地内における鋼製ゲート整備、及び「鹿ノ子揚水機場」の揚水機整備であり、土地改良施設維持管理適正化事業により施行いたしました。

また、東日本大震災による被災が確認された越河地区、白石地区の幹線用水路については、県基金事業である小規模農地等復旧支援事業により、復旧いたしましたことをご報告いたします。

さらに、白南地区の懸案事項となっておりました排水路整備は、白石市との共同施行により、一路線の整備が完了いたしましたのでご報告いたします。

また、平成二十四年度末の政権交代では、農業農村整備に對し事業メニューが拡充されたことで、越河地区において事業完了から懸案とされていた湿田化を解消するため、農業基盤整備促進事業により、三十町歩の暗渠排水工事を施行いたしました事を併せてお知らせいたします。

この事業は、今後の農業経営を鑑み、営農環境を良好とするための事業であり、平成二十六年度は、白南地区、福岡地区の排水路整備、福岡地区暗渠排水工事を予定しております。

また、運転から二十余年経過した越河、斎川地区用水施設は、老朽化が著しく、用水に支障をきたしている為、農業水利施設保全合理化事業を導入し、総合的な整備計画を策定検討しておりますと共に、負担の少ない事業導入を模索しております。

今後も限られた財源のなかで役員が一丸となり、組合員各位の負託にお応えしてまいりますので、ご理解とご協力をお願い申し上げます。皆様のご健勝をご祈念いたしまして挨拶とさせていただきます。

以下、平成二十五年七月一日開催の第五十三回臨時総代会及び平成二十六年三月二十六日開催の第五十四回通常総代会において提案し、議決頂きました平成二十四年度一般会計特別会計収入支出決算及び平成二十六年年度一般会計特別会計収入支出予算についてご報告申し上げます。

また、運転から二十余年経過した越河、斎川地区用水施設は、老朽化が著しく、用水に支障をきたしている為、農業水利施設保全合理化事業を導入し、総合的な整備計画を策定検討しておりますと共に、負担の少ない事業導入を模索しております。

平成26年度各種会計予算関係議案

平成26年3月26日午後1時30分から土地改良区第54回通常総代会が大会議室で開催されました。議案は、平成25年度一般会計及び特別会計収入支出補正予算をはじめ、平成26年度一般会計及び各種特別会計収入支出予算並びに規約の一部改正など関連議案等を審議いたしました。

今回の議長は白南地区日下健総代によって進められ、提案した9議案は原案可決されました。

提案した議案は次のとおりです。

第54回通常総代会議案

- 第1号議案 平成25年度 一般・特別会計収入支出補正予算の理事会専決処分に係る報告承認について
(平成25年9月11日 専決) 【原案可決】
- 第2号議案 平成25年度 一般・特別会計収入支出補正予算の理事会専決処分に係る報告承認について
(平成25年11月27日 専決) 【原案可決】
- 第3号議案 平成25年度 一般会計収入支出補正予算の理事会専決処分に係る報告承認について (平成26年3月6日 専決) 【原案可決】
- 第4号議案 平成26年度 余裕金預入先金融機関について 【原案可決】
- 第5号議案 平成26年度 予算の款の廃止・新設及び流用について 【原案可決】
- 第6号議案 平成26年度 賦課金の賦課徴収方法について 【原案可決】
- 第7号議案 平成26年度 一般会計収入支出予算(案)について 【原案可決】
- 第8号議案 平成26年度 特別会計収入支出予算(案)について 【原案可決】
- 第9号議案 平成26年度 事務及び通信機器の長期契約について 【原案可決】

平成 25 年度 各種 会議 の 開催 状況

理 事 会

第 1 回 理事会	平成 25 年 6 月 27 日	第 5 回 理事会	平成 26 年 3 月 6 日
第 2 回 理事会	平成 25 年 9 月 11 日		
第 3 回 理事会	平成 25 年 11 月 27 日		
第 4 回 理事会	平成 26 年 1 月 15 日		

当改良区規約第 18 条の規定により、理事会は、少なくとも隔月 1 回開催するほか、理事長が必要と認めた場合又は理事総数の 3 分の 1 以上の請求があった場合に開催されます。

理事会では、土地改良区の業務・運営等を理事の多数決で決められ、重要事項は総べてこの理事会で協議、決議されます。

監 事 会

第 1 回 監事会	平成 25 年 6 月 18 日	第 2 回 監事会	平成 25 年 11 月 26 日
-----------	------------------	-----------	-------------------

当改良区規約第 23 条の規定により、監事会を開催しました。監査の結果、当改良区の平成 24、25 年度における業務執行状況・財産目録並びに一般会計・特別会計収入支出決算監査をしたところ、適正に処理されていることが認められました。

川 原 子 用 水 委 員 会

平成 25 年 7 月 19 日

川原子用水委員会を開催しました。

本年度における、川原子幹線用水路の夏刈り（業者委託）について協議を行いました。

越 河 ・ 斎 川 地 区 用 水 施 設 維 持 管 理 等 資 金 管 理 運 営 委 員 会

第 58 回 資金管理運営委員会	平成 25 年 6 月 27 日
第 59 回 資金管理運営委員会	平成 26 年 3 月 6 日

越河・斎川地区用水施設維持管理等資金管理運営委員会を開催しました。

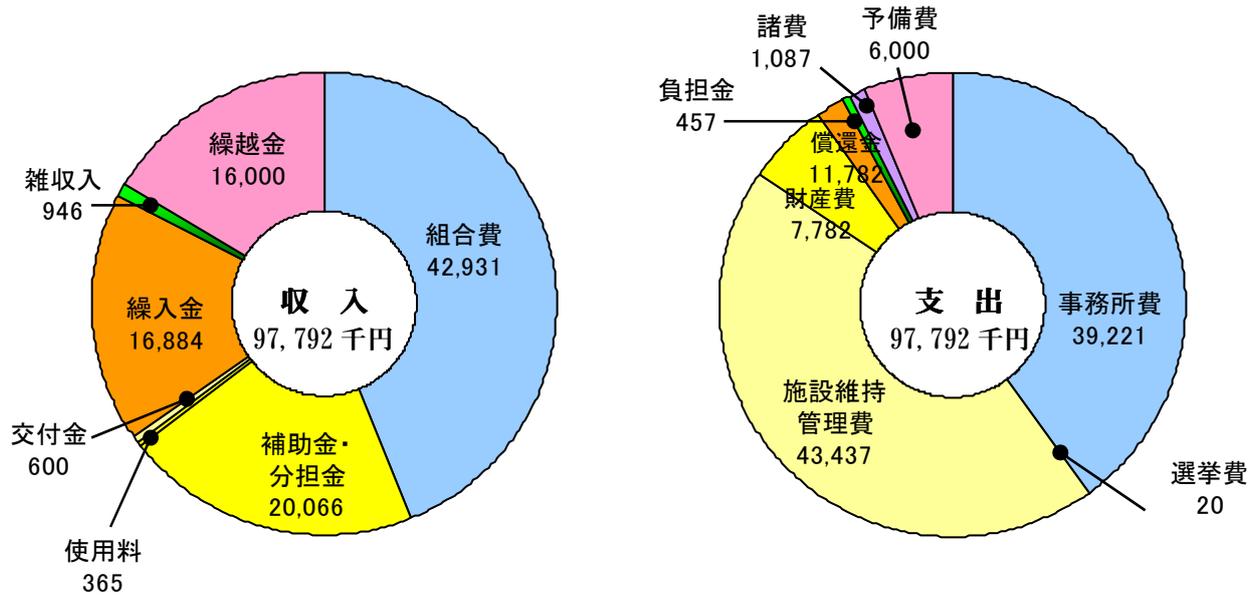
総 代 会

第 53 回 臨時総代会	平成 25 年 7 月 19 日	第 54 回 通常総代会	平成 26 年 3 月 26 日
--------------	------------------	--------------	------------------

平成26年度 各種会計収支予算

一 般 会 計

収支・支出 97,762 千円也



1. 収入の部

(単位：千円)

款	項 目	予 算 額	款	項 目	予 算 額	款	項 目	予 算 額
1	組 合 費	42,931	2	補 助 金 金 金	20,066	3	使 用 料 及 び 料	365
4	事 業 交 付 金	600	5	繰 入 金	16,884	6	雑 収 入	946
7	繰 越 金	16,000	収 入 合 計		97,792			

2. 支出の部

(単位：千円)

款	項 目	予 算 額	款	項 目	予 算 額	款	項 目	予 算 額
1	事 務 所 費	39,221	2	選 挙 費	20	3	白 南 地 区 施 設 管 理 費	13,425
3	福 岡 地 区 施 設 管 理 費	9,840	3	越 河 地 区 施 設 管 理 費	580	3	白 石 地 区 施 設 管 理 費	1,499
3	特 別 対 策 費	3,043	3	農 業 基 盤 整 備 事 業	15,000	3	中 山 間 地 域 等 農 村 活 性 化 事 業	50
4	特 別 会 計 へ の 繰 出 金	5,694	5	償 還 金	1,876	6	負 担 金	457
7	諸 費	1,087	8	予 備 費	6,000	支 出 合 計		97,792

平成 26 年度 特別会計収支予算

収入

(単位：千円)

科 目 会 計	繰入金	積立金	決済金	貯金利子	雑収入	繰越金	計
財政調整積立金	3,000			48		64,473	67,521
役員退任手当 積立金	463					934	1,397
職員退職給与 積立金	2,000			13		17,563	19,576
白南地区施設 管理積立金	10			20		26,882	26,912
福岡地区施設 管理積立金	70			13		17,944	18,027
越河地区施設 管理積立金	70			2		3,845	3,917
白石地区施設 管理積立金	70					777	847
決済積立金	10		105			1,182	1,297
越河・斎川地区 用水施設管理		1,468,000			22,649	2,000	1,492,649
計	5,693	1,468,000	105	96	22,649	135,600	1,632,143

支出

(単位：千円)

科 目 会 計	積立金	手当金	繰出金	償還金	管理費	財産費	諸費	予備費	計
財政調整積立金	67,521								67,521
役員退任手当 積立金	1,397								1,397
職員退職給与 積立金	19,576								19,576
白南地区施設 管理積立金	22,412		4,500						26,912
福岡地区施設 管理積立金	15,527		2,500						18,027
越河地区施設 管理積立金	3,917								3,917
白石地区施設 管理積立金	847								847
決済積立金	1,277			20					1,297
越河・斎川地区 用水施設管理					24,178	1,468,000	50	421	1,492,649
計	132,474		7,000	20	24,178	1,468,000	50	421	1,632,143

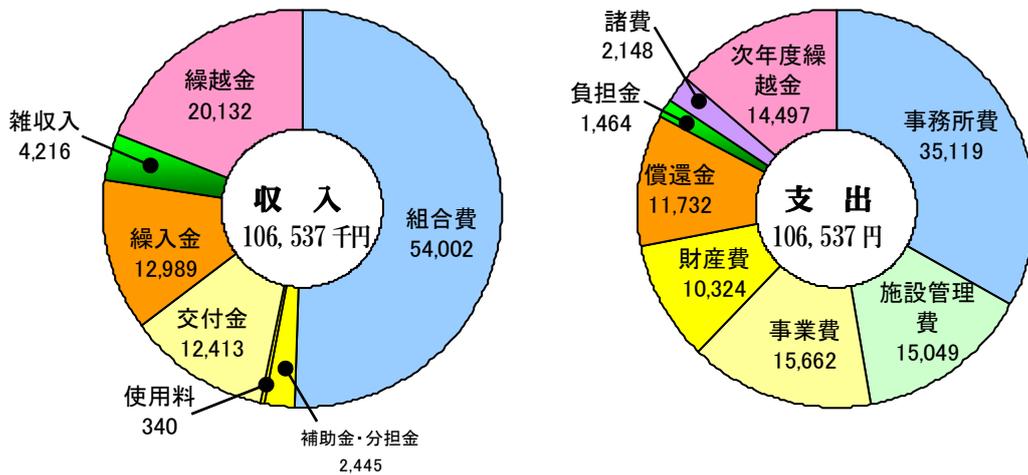
平成 24 年度 各種会計収支決算

平成 24 年度各種会計決算は、当土地改良区定款 21 条、規約第 23 条及び監査細則第 4 条により平成 25 年 7 月に定例監査が実施され、その結果、総括監事から各種会計決算、事業報告及び業務運営全般にわたり「適正に処理されている」との講評がありました。

また、平成 25 年 7 月 19 日開催した第 53 回臨時総代会において、各種会計決算、事業報告及び財産目録について原案どおり承認されましたので、規約第 46 条により公表いたします。

一 般 会 計

収支・支出 106,537,221 円也



1. 収入の部

(単位：円)

款	項目	決算額	款	項目	決算額	款	項目	決算額
1	組合費	54,002,323	2	補助金	2,445,407	3	使用料及び料	339,644
4	交付金	12,412,500	5	繰入金	12,989,250	6	雑収入	4,216,036
7	前年度繰越金	20,132,061	収入合計		106,537,221			

2. 支出の部

(単位：円)

款	項目	決算額	款	項目	決算額	款	項目	決算額
1	事務所費	35,119,411	2	選挙費	548,490	3	白南地区施設管理費	6,709,325
3	福岡地区施設管理費	6,706,476	3	越河地区施設管理費	475,628	3	白石地区施設管理費	1,157,809
3	特別対策施設管理費	1,323,714	3	適正化事業費	13,240,500	3	農業用水水源地域保全対策費	100,000
3	小水力等農村地域資源活用促進事業費	997,500	4	財産費	10,323,500	5	償還金	11,731,993
6	負担金	1,463,750	7	諸費	2,147,624	8	予備費	0
	次年度へ繰越金	14,491,501						
支出合計		106,537,221						

平成24年度 特別会計収支決算

収入

(単位：円)

科目 会計	繰入金	積立金	決済金	貯金利子	繰越金	計
財政調整積立金	7,531,000			42,328	53,055,671	60,628,999
役員退任手当 積立金	742,500			83	1,478,157	2,220,740
職員退職給与 積立金	2,000,000			10,803	13,540,670	15,551,473
白南地区施設 管理積立金	10,000			24,250	30,396,329	30,430,579
福岡地区施設 管理積立金	10,000			15,847	19,863,508	19,889,355
越河地区施設 管理積立金	10,000			2,954	3,950,447	3,963,401
白石地区施設 管理積立金	10,000			521	696,757	707,278
決済積立金	10,000		138,710	459	602,058	751,227
越河・斎川地区 用水施設管理		1,468,000,000		23,162,764	4,051,219	1,495,213,983
計	10,323,500	1,468,000,000	138,710	23,260,009	127,634,816	1,629,357,035

支出

(単位：円)

科目 会計	繰出金	手当給与金	管理費	翌年度繰越額	計
財政調整積立金				60,628,999	60,628,999
役員退任手当 積立金		1,750,000		470,740	2,220,740
職員退職給与 積立金		0		15,551,473	15,551,473
白南地区施設 管理積立金	2,356,000			28,074,579	30,430,579
福岡地区施設 管理積立金	874,000			19,015,355	19,889,355
越河地区施設 管理積立金	215,250			3,748,151	3,963,401
白石地区施設 管理積立金				707,278	707,278
決済積立金				751,227	751,227
越河・斎川地区 用水施設管理			24,994,992	1,470,218,991	1,495,213,983
計	3,445,250	1,750,000	24,994,992	1,599,166,793	1,629,357,035

平成24年度 財産目録

平成25年5月31日調製 (単位:円)

資 産		負 債	
1. 流動資産	16,791,791	1. 長期負債	
1) 一般会計	14,491,501	(日本政策金融公庫借入残元金)	19,862,028
2) 未収賦課金	2,300,290	越河担い手整備事業	19,862,028
2. 特定資産	1,599,728,293	2. 流動負債	1,599,166,793
1) 財政調整積立金	60,628,999	1) 財政調整積立金	60,628,740
2) 役員退任手当積立金	470,740	2) 役員退任手当積立金	470,740
3) 職員退職給与積立金	15,551,473	3) 職員退職給与積立金	15,551,473
4) 白南地区施設維持管理積立金	28,074,579	4) 白南地区施設維持管理積立金	28,074,579
5) 福岡地区施設維持管理積立金	19,015,355	5) 福岡地区施設維持管理積立金	19,015,355
6) 越河地区施設維持管理積立金	3,748,151	6) 越河地区施設維持管理積立金	3,748,151
7) 白石地区施設維持管理積立金	707,278	7) 白石地区施設維持管理積立金	707,278
8) 決済積立金	751,227	8) 決済積立金	751,227
9) 越河・斎川地区 用水施設維持管理積立金	1,470,218,991	9) 越河・斎川地区 用水施設維持管理積立金	1,470,218,991
10) 出資金等	561,500		
3. 固定資産	20,440,661		
1) 土地	3,052,024		
2) 建物	15,429,024		
3) 機械器具及び備品	1,959,287		
資 産 合 計	1,636,960,745	負 債 合 計	1,619,028,821

水路やため池は危険！

事故防止にご協力を！！



平成24年度 維持管理工事施工状況

土地改良施設維持管理適正化事業

土地改良施設維持管理適正化事業とは、公共的な機能を有する面が大きい土地改良施設を、行政の助成を受け施設の機能保持と耐用年数の確保を図るため定期的な整備補修等を行う事業です。

<p>施設名 大平第1揚水機場</p> <p>施工場所 白石市福岡蔵本字西町 地内</p> <p>工事概要 高圧電気設備整備工 一式 φ400mm逆止弁整備工 一式</p> <p>事業費 7,444,500円</p>
<p>施設名 大平第2揚水機場</p> <p>施工場所 白石市大平森合字下森合 地内</p> <p>工事概要 φ200mm両吸込渦巻ポンプ整備工 一式 鋼製スクリーン設置工 一式</p> <p>事業費 5,796,000円</p>



維持管理工事等の施行状況

<p>白南地区施設管理費： 1,542,402円</p> <p>補修工事 5件 1,320,270円</p> <p>重機借上料 3件 93,000円</p> <p>補修用資材購入 2件 10,857円</p> <p>作業協力金 4件 118,275円</p>	<p>福岡地区施設管理費： 3,787,960円</p> <p>補修工事 6件 2,935,275円</p> <p>重機借上料 9件 646,098円</p> <p>補修用資材購入 3件 58,587円</p> <p>作業協力金 5件 148,000円</p>
<p>越河地区施設管理費： 328,084円</p> <p>補修工事 2件 276,150円</p> <p>補修用資材購入 3件 51,934円</p>	<p>白石地区施設管理費： 190,100円</p> <p>重機借上料 1件 92,400円</p> <p>作業協力金 5件 97,700円</p>
<p>小規模災害復旧事業費： 1,323,714円</p> <p>補助事業 6件 1,323,714円</p>	<p>小水力等農村地域資源利活用促進費： 997,500円</p> <p>補助事業 1件 997,500円</p>

21 世紀土地改良区創造運動

21 世紀土地改良区創造運動とは？

土地改良区が果たしてきた役割、機能を改めて見直すとともに、多面的な機能の確保など国民が期待する新たな役割に対し、どのように土地改良区が取り組んでいくか、地域の人たちとみんなでも考えることを提案する運動です。

水土里ネットは、これまでの農業用水や農地の管理という役割に加えて、自然環境との調和、農村文化の継承、都市との農村の交流など今後の大きな活動の輪を広げていく一歩として当改良区でも活動を行いました。



～生き物調査「斎川地区」～

平成 25 年 11 月 25 日に斎川地区において「生き物調査」活動を実施しました。

この活動は、中山間地域等農村活性化事業による推進事業の一環として行われています。ふる里水と土指導員により、ほ場整備地区内の土地改良施設の水路で生き物調査等を通して保全活動をしています。

当日は、斎川小学校の児童（3・4年生）で、小学校近くの水路などに生息する生き物調査を実施しました。参加した児童たちは、孫太郎虫をはじめ身近な水路にたくさんの生き物がいることを知って、地域の豊かな自然を感じていたようです。

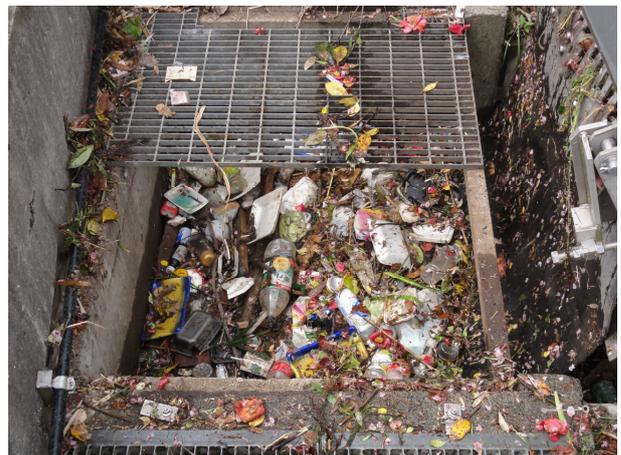
不法投棄は重大犯罪です！



場所：白石市大平森合字上八ツ森 地内

農業用水路へのゴミや草刈り後の雑草の不法投棄は、年々減るどころか増える一方です。ゴミの不法投棄は農業用水路の流れを阻害し、水質汚染や管理施設の故障・維持管理費の増大につながります。

土地改良区施設の故障及び破損等の修繕費は、全て土地改良区組合員の負担となりますので、ゴミは絶対捨てない！捨てさせない！よう皆様のご協力とお声掛けを宜しくお願い致します。



不法投棄の罰則

不法投棄した場合、**5年以下の懲役**又は**1,000万円**（法人には1億円まで加算ができる。）**以下の罰金**に処せられるなど厳しい罰則が設けられています。

平成 26 年度賦課金の賦課徴収方法 (詳細は賦課金通知書をご覧ください。)

賦課区分	10 a 当 賦課額 円	徴収期限		賦課区分	10 a 当 賦課額 円	徴収期限 第 3 期	賦課基準地積及び徴収方法
		第 1 期	第 2 期				
1. 経常賦課金 1) 経常費 田 3,500 畑 1,200 川原子 1,200 白石特区 1,200		平成 26 年 5 月 31 日	平成 26 年 8 月 31 日	2. 特別賦課金 越河地区経営体 育成基盤整備事業 年 賦 用排水路 2,150 暗渠排水 650 鮎形機場 60		平成 26 年 10 月 31 日	1. 賦課基準地積 平成 26 年 4 月 1 日現在の土地 原簿記載面積により賦課する。 2. 納入場所 ① 当土地改良区 ② みやぎ仙南農業協同組合 白石地区各支店 ③ ゆうちよ銀行 (口座振替のみ) 3. 徴収方法 1) 経常賦課金は、第 1 期、第 2 期に分割して徴収する。 2) 賦課額が 10,000 円未満及び 100 円以下の端数金額は、第 1 期に徴収する。 3) 特別賦課金は、全額第 3 期に 徴収する。 ※納期限が土曜日、日曜、祝日 の場合、翌日が納期限となり ます。 ※遅れると延滞金 (年 14.6%) ががかかります。
2) 用水費 福岡地区 (A) 1,500 (B) 800 川原子特区 600 白南第 1 区分 2,000 白南第 2 区分 1,500 三沢・落合 800 越河鮎形沼 A 800 B 600 C 400 白石地区 1,000							

賦課金の納付は自動口座振替で!

遅れると延滞金 (年 14.6%) ががかかります

■ 申込手続き

農協・郵便局の窓口で、「口座振替依頼書」または「自動払込利用申込書」に必要事項を記入し提出してください。なお、申込みには預金通帳、印鑑 (届出印) をお持ち下さい。手続き用紙は改良区にもありますのでお声掛けください。

■ 振替日と残高確認について

振替日は各納期の最終日、その日一日だけとなっています。従って振替日に申込みされた預金口座の残高が納付金額に満たさないと振替不能となりますので、預金口座残高を振替前日までに確認されますようお願いいたします。

また、口座振替の方は、預金通帳記入をもって領収証書に替えさせていただきます。

■ 賦課金通知書の発行

賦課金通知書は、賦課金の最初の納入月に発行致します。この通知書で名義人、賦課面積及び賦課金等の確認をお願いします。なお、名義人の方が亡くなられた場合や、名義を変更された場合は、速やかに改良区で手続きを行って下さい。



届出を忘れずに！！

毎年、賦課通知書の時期に、修正されていない旨の問い合わせが多くあります。**農業委員会の承認や登記等が完了しても、土地改良区の土地原簿は自動的に変更されません。** よって土地改良区へ届出が必要になります。

【組合員資格得喪通知書】の届出 が必要な場合

農 地
(水 田)

を

- 売買した。
- 交換した。
- 賃貸借契約をした。
- 賃貸借契約、満了、解約により返還した。
- 農業者年金受給のため経営移譲した。
- 生前一括贈与又は死亡により名義変更した。

※これらの場合には、土地改良区へ届出をして下さい。届出を怠りますと、従前のおりの賦課となります。

※農地の売買、賃貸借等の場合、賦課金の滞納のある土地については、土地改良法の規定により買った人又は借りた人が滞納金を支払うよう義務づけられておりますので、債務の確認をして双方で支障がないよう話し合いが必要です。

【地区除外の申請と決済金】の届出 が必要な場合

農 地
(水 田)

を

- 公共用地として買収された。
- 田以外の地目に変更した。
- 宅地に転用した。

※これらの場合には、地区除外等処理規程に基づき、除外申請等の手続きが必要です。また受益地から除外となり、決済金を納入して頂きますので、事前に土地改良区に問い合わせをして下さい。
この手続きを怠りますと、従前のおりの賦課となります。